

「知的障害者旅客運賃割引規程」

(適用範囲)

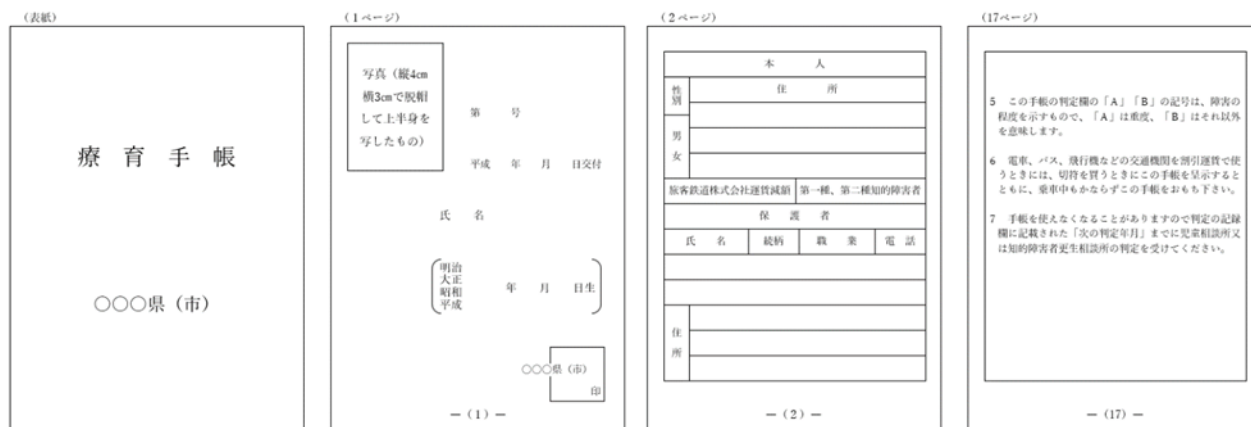
第1条 この規程は、知的障害者が、単独で又は介護者とともに、東葉高速線及び連絡運輸取扱各駅相互間を乗車する場合に適用する。

(知的障害者)

第2条 この規程において「知的障害者」とは、「療育手帳制度について」(昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知。以下「事務次官通知」という。)により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。

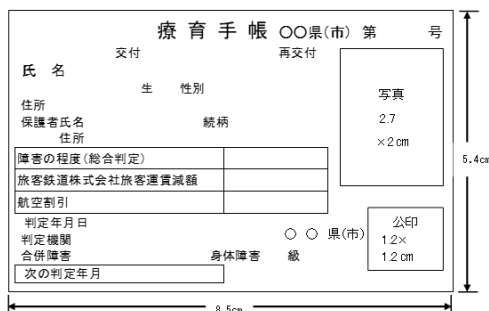
(注1) 療育手帳の様式は、次のとおりとする。

(1) 事務次官通知により示された書式



(3~16 ページ省略)

(2) 「カード型療育手帳の仕様について」(平成27年11月18日厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課事務連絡)により示された様式



(注2) 「マイナンバーカードを活用した障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について(通知)」(令和4年1月18日国鉄事第602号国土交通省鉄道局長通知)によるものは、第7条に定める割引乗車券類の購入申込みの際並びに第10条に定める乗降の際及び乗車船中の呈示に限り、注1に掲げる様式による療育手帳に代わるものとする事ができる。

2 前項の知的障害者を、次に掲げる第1種知的障害者と第2種知的障害者に区分する。

(1) 「第1種知的障害者」とは、次に掲げる者をいう。

ア. 知能指数がおおむね35以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの  
 イ. 肢体不自由・盲・ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの

(2) 「第2種知的障害者」とは、前号以外の者をいう。

3 第1種知的障害者及び第2種知的障害者の別については、療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃

## 知的障害者旅客運賃割引規程

減額」欄の記載により確認することができる。

(介護者)

**第3条** 知的障害者が、第1種知的障害者及び定期乗車券を使用する12才未満の第2種知的障害者であるときは、知的障害者1人に対して、1人の介護者をつけることができる。

2 前項の介護者は、係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類・乗車区間及び有効期間が知的障害者と同一で、知的障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。

(割引乗車券の種類)

**第4条** 知的障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、次のとおりとする。

(1) 普通乗車券

第1種知的障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合及び第2種知的障害者が単独で乗車する場合に発売する。

(2) 定期乗車券

第1種知的障害者及び12才未満の第2種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

(3) 普通回数乗車券

第1種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、知的障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては通学定期乗車券を発売しない。

(取扱区間)

**第5条** 知的障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、東葉高速線及び連絡運輸取扱各駅相互間とする。ただし、知的障害者が単独で普通乗車券によって乗車する場合は、普通旅客運賃計算キロ程が片道100キロメートルをこえる区間に限る。

(割引率)

**第6条** 知的障害者及び介護者に対する割引率は、5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

(割引乗車券の購入申込み)

**第7条** 知的障害者が割引乗車券を購入する場合は、療育手帳を発売箇所に呈示し、口頭又は適宜な申込書をもって必要な乗車券の申込みをしなければならない。

(介護者の同行)

**第8条** 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券は、知的障害者とその介護者とが、同一の列車に乗車する場合に限って有効とする。

(割引乗車券の払いもどし)

**第9条** 第3条第2項の規定するところにより購入した乗車券の旅客運賃の払いもどしは、知的障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合に限って取り扱う。

## 知的障害者旅客運賃割引規程

(療育手帳の携帯)

**第 10 条** 知的障害者又はその介護者は、乗降の際及び乗車中は、療育手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(その他の取扱)

**第 11 条** 前各条の規定以外の取扱方は、旅客運送に関する一般の規定による。